

第160回

高崎市都市計画審議会会議録

令和3年11月16日（火）

午後2時

総合保健センター3階 第4会議室

出席者一覧

I 出席委員

1番	金井 稔	(代理：岸交通官)	2番	石田 安利
3番	福井 貴規	(代理：宮川調整官)	4番	荒木 征二
5番	石川 徹		6番	南沢 千春 (代理：野澤部長)
7番	松岡 利一		8番	石綿 和夫
9番	茂木 和男		10番	新保 克佳
12番	眞下 友紀		13番	堀越 芳春
14番	大河原 吉明		15番	田端 穰
16番	坂本 正樹		17番	村山 元展
18番	追川 徳信		19番	越澤 恭行
20番	荻原 由美子		21番	清水 公美
23番	戸塚 宣敏		24番	片貝 喜一郎
25番	時田 裕之			

II 出席幹事

建設部長	奥野 正佳
都市整備部長	内田 昌孝

III 市側出席者

都市整備部	次長	清水 博幸
都市計画課	課長	岩下 浩
〃	計画担当	竹渕 裕介 横尾 真矢 田村 雅人
〃	土地利用担当	黒澤 千恵子 高槻 麻美
建築指導課	課長	相川 宏二 福田 哲也
	建築指導担当	斎藤 興嗣
		高山 正樹

IV 傍聴者	0名
報道機関	0名

1 開 会

事務局 A

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆さまお揃いですので、只今から第160回高崎市都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、事前にお配りしてごさいます議事日程、議案書、A3サイズの添付図面、名簿でございます。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局 A

本日の審議会に際しましての出席状況ですが、委員A、委員Bよりあらかじめ欠席とのご連絡をいただいております。只今ご報告しましたとおり2名の委員さんが欠席となっておりますが、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、高崎市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立いたします。また、本審議会は高崎市都市計画審議会議事運営規則第12条の規定に基づき公開としております。傍聴希望の受付をいたしましたが、傍聴者はおりませんでしたので、ご報告いたします。

2 会長あいさつ

事務局 A

続きまして、会長にご挨拶をお願い申し上げます。

会長

皆さま、こんにちは。着座にて失礼させていただきます。コロナ禍も大分落ち着いてきておりまして、会議も開催しやすくなりましたが、スクール形式での開催は変わっておりませんので、これからも気を引き締めてやっていきたいと思っております。

事務局 A

ありがとうございました。

3 議 事

事務局 A

それでは、只今より議事に入りますが、以降の進行につきましては、高崎市都市計画審議会議事運営規則第6条第1項の規定により、会長をお願いいたします。それでは、会長よろしくお願いいたします。

第1 会議録署名人の指名

会長

これより議事に入ります。議事の第1、会議録署名人の指名を行います。

高崎市都市計画審議会議事運営規則第13条第2項の規定により、委員Cと委員Dを指名いたします。よろしく申し上げます。

第2 議案 会長

議事の第2に入ります。議案第429号 吉井都市計画道路の変更（3・5・17号片山田島堰口線について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局B

お世話になります。

それでは、議案第429号吉井都市計画道路3・5・17号片山田島堰口線の変更についてご説明いたします。

本議案は、群馬県が定める都市計画でございまして、県より意見聴取がございましたので、本審議会へお諮りさせていただくものでございます。

本議案の内容についてご説明する前に、都市計画道路について少しご説明いたします。都市計画道路は、安心安全な都市活動を行う上で最も基本的な都市施設で、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路です。人やものが移動する通行空間としての機能だけでなく、都市の骨格の形成や、上下水道管などの供給処理施設の収容空間としての機能、景観や日照などの、都市環境保全のための機能など、その役割は多岐にわたります。本市における都市計画道路の総延長は、令和2年度末時点で313.5kmで、そのうち整備済みの延長は153.4km、全体の約49%に相当します。事業中の延長は28.6kmとなっており、残りの131.5kmは未着手のままとなっております。最も古い路線は昭和11年に決定されており、未着手区間を含む路線のほとんどが都市計画決定から20年以上が経過している状況です。今回、変更を行う片山田島堰口線、県道名といたしましては一般県道金井高崎線ですが、現在、群馬県において、甘楽町の都市計画道路新屋駅天引線（にいやえきあまびきせん）と併せ、現道の拡幅事業として整備を進めている路線となっております。

それでは、お手元の添付図面の3枚目、図一1の総括図をご覧ください。片山田島堰口線は、国道254号バイパスを起点とし、甘楽都市計画道路新屋駅天引線との接続点である行政界を終点とする幹線道路です。延長は約300m、基本幅員は12mです。本路線は、周辺が甘楽町に囲まれており、付近の甘楽町地内では、金井北住宅団地の造成、甘楽第一産業団地の分譲、上州新屋駅の移転・駅前広場の整備、上信越自動車道の甘楽パーキングスマートインターチェンジの整備など、様々な事業が進められ、活気を帯びているエリアとなっております。令和4年4月には「かねふくめんたいパーク」のグランドオープンも予定されております。過日新聞でも報道されております。

お手元の添付図面は4枚目、図-2です。黄色で表示してありますのが変更前、赤色で表示してありますのが変更後の路線です。本路線は、甘楽都市計画道路 新屋駅天引線と接続しており、昭和60年の当初決定時には、両路線を併せて上信電鉄を跨ぐ立体交差の計画でしたが、平成28年度に甘楽町側の事業化に併せ平面交差へと計画変更を行っております。今回の変更は、幅員・延長・および起終点に変更はなく、線形のみの変更となっております。

今回、群馬県は、甘楽町側の事業に見通しが立ったことで、本市側の事業着手に向けて、路線の詳細設計を行いました。その結果、より走行性に優れた安全な計画とするため、さらに、事業によって生じる残地を最小限にするよう線形の変更を行うものです。以上が、今回の変更の内容となります。

続いて、都市計画法に基づく法定手続きの経過と今後の予定につきまして、ご報告します。都市計画法第16条に基づく住民意見反映措置につきましては、5月11日と5月13日に関係権利者および周辺住民を対象に、オープンハウス形式の説明会を開催し、参加者は10名でした。7月6日から2週間、公述人の受付と原案の閲覧を行いましたところ、閲覧者は2名、公述の申出はございませんでしたので、公聴会は中止といたしました。次に、9月21日から2週間、都市計画法第17条に基づく縦覧に供しましたところ、縦覧者は1名、意見書の提出はございませんでした。以上が、これまでの都市計画法に基づく法定手続きの経過でございます。

なお、今後の予定でございますが、本日お諮りさせていただきました内容の通りご答申いただければ、群馬県都市計画課あてに市の意見を報告いたします。その後、群馬県都市計画審議会の議を経て、今年度中に都市計画決定告示となる予定でございます。

以上、議案第429号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。それでは本案に係るご意見ご質問がございましたら発言を求めます。

これは、県に対する意見を述べるということです。都市計画道路について300メートルほどの区間ですが、工事費や運転しやすさ等考えた変更になります。大きな問題があるとは思いませんので、議案第429号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしと認めます。

よって議案第429号は原案のとおりといたします。

続きまして議案第430号 高崎都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局B

それでは、議案第430号高崎都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置についてご説明いたします。

本議案は、一般廃棄物処理施設の建築について、建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき、一般廃棄物処理施設の「敷地位置」についてご審議頂くものでございます。

まず、廃棄物処理施設につきましては、都市に生活する人々にとって必要不可欠な施設であります。従いまして、土地利用計画との整合を図り、適切な立地を選択し、その総合的な整備を図る必要がございます。このため、廃棄物処理施設を新築、増築する場合は、建築基準法第51条の規定により、原則として、都市計画においてその敷地位置が決定しているものでなければ、できないこととされておりますが、同条のただし書きにより、「特定行政庁（本市）が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めた場合はこの限りではない」、つまり、できるとされております。本議案は、このただし書きにより、廃棄物処理施設の設置の位置について都市計画上支障ないかご審議頂くものでございます。

それではまず、廃棄物処理について少しご説明申し上げます。廃棄物につきましては、廃棄物処理法により「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。産業廃棄物とは、「事業の活動に伴って生じる廃棄物や営利目的でない公共事業や公共サービス等で生じる廃棄物」を言い、燃え殻、汚泥、廃油等の20種類と定められております。この産業廃棄物の処理施設の設置位置につきましては、広域的な立地が想定されることから、都市計画法では、県の都市計画審議会の議を経て、許可することとなっております。一方、一般廃棄物につきましては、「産業廃棄物以外の廃棄物」を言い、家庭から生じる「家庭系一般廃棄物、いわゆる家庭ごみ」と、事業所から生じる「事業系一般廃棄物」に区分されます。一般廃棄物の処理施設の設置位置につきましては、市町村の都市計画審議会の議を経て、許可することとなっております。一般廃棄物について、家庭ごみの処理につきましては、市町村の責任で行うこととなっていることから、本市では現在、高浜クリーンセンターと吉井クリーンセンターで処理しております。一方、事業所から生じる事業系一般廃棄物とは、先ほど説明した産業廃棄物に定められた20種類のうち、紙くず、木くず等7種類の廃棄物について、指定業種以外の業種から生じた場合は事業系一般廃棄物となります。事業系一般廃棄物につきましては、排出事業者が適切に処理する責務があり、自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者に依頼するなどして、処理施設に搬入することになります。現在、一般廃棄物処理施設は、公共では高浜クリーンセンターと吉井クリーンセンターの2施設、民間で処分業の許可を取得している施設は、今回ご審議頂く(株)環境システムズを含め7社となっております。

次に、廃棄物処理施設の「敷地位置」について、都市計画上支障がないか判断するにあたり、都市計画運用指針に、以下の基準が定められております。

- ①主な搬出入のための道路が整備されていること
- ②市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい
- ③災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない
- ④敷地の周辺は、緑地の保全または整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましいとされております。今回の一般廃棄物処理施設につきましても、以上の基準に沿って、検証を行いました。

それでは、本議案における一般廃棄物処理施設の内容についてご説明いたします。お手元の資料は議案書5ページ及び、添付図面-3、4となります。まず、申請地の位置についてご説明いたします。添付図面の図-3をご覧ください。赤色でお示しいたしましたのが今回の申請地でございます。議案書をご覧ください。申請者は株式会社環境システムズ代表取締役 塚田敏則（つかだとしのり）様でございます。所在地は高崎市倉賀野町3250番地7。敷地面積は5,289.27㎡です。敷地は、高崎市の中心部から南東へ約6km行った、工業専用地域である倉賀野大道南（くらがの だいどうみなみ）工業団地にあります。同社は、平成8年から廃棄物収集運搬業を営んでおり、当該申請地には、平成15年に古紙リサイクル施設を設置し、平成18年に、今回と同じ建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を受け、一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設を設置しております。設立以来、廃棄物収集・資源リサイクルの専門企業として事業を展開し、ペットボトルや空き缶をはじめ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くずなどが一体となっている廃棄物を受け入れ、破碎・選別後、再資源化等を行っております。今回は、近年の廃棄物の大型化や自治体での処理が困難な廃棄物のマットレス、ソファ、便座等への対応のため、処理能力の増加と施設の増築及び処理品目の追加を行うものです。

次に、添付図面の図-4をご覧ください。こちらは建物の配置図です。黄色い枠で囲っているのが、既存の建物で、②と記載してある建物が、処理能力の増加を行う施設となっております。また、赤枠が新設施設の建物となっております。また、青色は廃棄物の保管場所を示しており、緑色は敷地内の緑地です。施設の変更後の処理能力等を、現在のものと比較しますと、①の施設は、廃プラスチック類、紙くず等の破碎・選別・圧縮処理施設で、能力に変更はございませんが、処理品目の追加を行います。②の施設は、廃プラスチック類、繊維くず等の選別・圧縮処理施設で、能力の増加を図り、処理品目の追加を行います。③の施設は、廃プラスチック類の熔融施設で、変更ございません。④の施設は、廃プラスチック類、紙くず、木くず等の選別・破碎処理施設で、新設される施設となります。次に、周辺地域の状況ですが、赤色で着色したのが今回の敷地位置です。主な搬出入のための道路につきましては、幅員は10mでございます。今回の計画による搬出入車両の増加については、1日あたり10台程度の増加を想定しており、この発生交通量による主な搬出入経路に対する影響はないと考えております。用途地域は、濃い青が工業専用地域、薄い青が工業地域で、同社は工業専用地域に立地しております。敷地の周辺にはご覧のと

おり、企業や駐車場が立地し、計画地の周囲100m以内に学校や病院など、環境に配慮を要する施設はありません。また、敷地から最も近い住宅といたしましても、西北西約120m離れたところとなっております。

次に、ハザードの状況ですが、申請地は、洪水浸水想定区域内に位置しており、その水深は主に0.5～3.0mとなっております。都市計画運用指針では、災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない、とされていることから、この点に関してはやや不適となりますが、平成15年から20年近くこの場所で施設を操業していることを考慮すれば、特出すべき事項ではないと考えます。

以上のように、本申請施設の敷地位置は、先にご説明した運用指針の内容にほぼ合致していることから、都市計画上支障ないと判断しましたので、付議させていただいたものでございます。

以上が、議案第430号の提案理由でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

都市計画上支障がないという判断を求められているということで、都市計画運用指針に4点基準があるということですが、いずれも支障がないとの説明でした。都市計画運用指針3点目災害に関する基準については気になるところですが、申請地は烏川の北側ということですが、平成15年から20年近くこの場所で施設を操業しており、今まであった敷地内に増築するとのことですので、急に災害の危険が深まることはないとの説明でした。

それでは本案に係るご意見ご質問がございましたら発言を求めます。

無いようなのでお諮りいたします。議案第430号は都市計画上支障がないものと決してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしと認めます。よって議案第430号は都市計画上支障がないものといたします。以上で本日予定しておりました案件の審議はすべて終了いたしました本日はお疲れ様でした。

4 その他.

それでは、4のその他に入ります。事務局より何かございましたらお願いします。

事務局B

今回は特にございません。

会長

全体を通して、何かご意見、ご質問等はありませんか。

5 閉会

会長

それでは、以上をもちまして、第160回高崎市都市計画審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、長時間にわたりありがとうございました。